

平成30年度 中小企業販路開拓支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市内に住所を有するか若しくは主要な事業所を有する中小企業が、販路開拓のため国内外の展示会へ出展する場合において支援を行うことにより、八王子市における地域経済の活性化と市内産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

2 補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年5月16日規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。

- (1) 国内展示会の出展経験が、過去10年以内において、5回以下の中小企業が国内展示会に出展する場合
- (2) 海外展示会の出展経験が、過去10年以内において、5回以下の中小企業が海外展示会に出展する場合
- (3) 中小企業が、新技術及び新製品等の周知を目的として展示会に出展する場合(この場合、出展経験の回数は問わない。)

2 この補助金の対象となる展示会は、開催期間が平成30年5月1日から平成31年2月末日までの販路開拓を目的とした展示会とする。

3 国、都、その他の助成制度により出展小間代について補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の展示会の出展については、補助対象としない。

(補助額)

第4条 補助額は、1回につき24万円を上限として、消費税相当額を除く出展小間代の3分の2(千円未満を四捨五入)以内とする。この場合、装飾費、搬入費、消耗品費、電気代等の費用は含まないものとする。

2 前項に規定する補助金は予算の範囲内で交付する。

(補助金の事前申込)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中小企業販路開拓支援補助金事前申込書(第1号様式)(以下「事前申込書」という。)及び出展する展示会の申込書控え等の写しを、平成30年4月2日から4月10日の間に市長に提出するものとする。なお、出展する展示会の出展申込開始日が平成30年4月10日以降の場合には、出展申込予定期間を事前申込書に明記し、出展申込後速やかに申込書控え等の写しを提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合には、事前申込の手続きを省略することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による事前申込の後、中小企業販路開拓支援補助金交付申請書(第2号様式)に、展示会の概要、会社・法人の登記事項証明書、会社・法人の法人市民税納税証明書(直近事業年度のもの)及び固定資産税・都市計画税納税証明書(平成29年度のもの)、暴力団でないことの宣誓書を添えて、展示会開催のおおむね2週間前までに市長に提出するものとする。ただし、前条第2項により事前申込の手続きを省略したときは、事前申込を経ずに中小企業販路開拓支援補助金交付申請書を提出できるものとする。

2 この補助金の交付申請は、1申請者につき1回のみとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等を受理し、その内容を審査し適当と認めた場合には、中小企業販路開拓支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金の交付の決定について通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(出展計画の変更等)

第9条 申請者が、事前申込書等の内容を変更しようとするとき(展示会の中止を含む。)は、中小企業販路開拓支援補助金変更等申請書(第4号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、事前申込書に記載された展示会から他の展示会へ変更することは認めない。

(出展計画の変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等の内容の承認の可否について、中小企業販路開拓支援補助金変更等承認等通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者が、展示会への出展を完了したときは、1か月以内に中小企業販路開拓支援補助金実績報告書(第6号様式)に、展示会出展に係る小間代を特定することのできる領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容等を審査し、展示会への出展が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、中小企業販路開拓支援補助金交付額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、中小企業販路開拓支援補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受領した場合は、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(決定の取消)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当した場

合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この要綱及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月30日から施行する。